

中山町・名和町・大山町 合併協定調印式

西伯郡東部地域合併協議会での19回に及ぶ合併協議が整った10月18日、名和町保健福祉センターで合併協定調印式がおこなわれました。調印式では、合併協議の成果を取りまとめた合併協定書に3町長が署名・押印し、新しいまちづくりにむけた合意を確認しました。



合併協定調印を終えて、3町の代表者が堅い握手を交わしました（左から黒田大山町長、山口町長、下池中山町長、平井副知事、林原大山町議長、野坂議長、鹿島中山町議長）

さわやかな秋晴れに恵まれた

調印式当日、会場には、3町の歴史的な一瞬に立ち会おうと、約200人が集まりました。

調印式では、まず西伯郡東部地域合併協議会事務局長を務める森安元義中山町助役が、これまでの3町の合併協議の経過を説明。引き続き、合併協定の署名・調印がおこなわれました。

合併協定書は3部作成され、それぞれに、下池忠正中山町長・山口隆之名和町長・黒田隆弘大山町長が署名・調印した後、鹿島功中山町議長・野坂喜美名和町議長・林原隆英大山町議長が立会人として署名をおこないました。

協定書は、林原議長から下池町長へ、鹿島議長から山口町長へ、野坂議長から黒田町長へそれぞれ手渡され、合併協定調印が正式に整ったことを確認し合

いました。

引き続き、3町長のあいさつと、来賓代表の平井伸治副知事の祝辞があり、合併協定調印式は滞りなく終了。これにより、来年3月28日の新「大山町」誕生が正式に決定しました



合併協定書に署名・調印をおこなう山口隆之町長

協定書の主な内容

- 1 合併の方式
西伯郡中山町、同郡名和町及び同郡大山町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する合併とする。
 - 2 合併の期日
合併の期日は、平成17年3月28日とする。
 - 3 新町の名称
新町の名称は、**大山町**とする。
 - 4 新町の事務所の位置
新町の事務所の位置は、**名和町大字御来屋328番地**とする。
中山町役場及び大山町役場は支所とする。
 - 5 新町建設計画
新町建設計画は、別添「**新町まちづくりプラン**」に定めるとおりとする。
 - 7 議会議員の定数及び任期の取扱い
新町の議会議員の定数は**21人**とする。
合併後最初におこなわれる選挙においては、旧町の区域をもって公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。なお、合併後2回目以降の選挙における選挙区については全町一区とする。
- 中山町の区域 6人
名和町の区域 8人
大山町の区域 7人
字名の取扱い
字の区域については、現行のとおりとする。
字の名称については、次のとおりとする。
- ア・大字の名称には、「**大字**」の文字を表記しない。
イ・中山町の「**豊成**」を「**長野**」に変更する。
ウ・その他については、現行のとおりとする。

など43項目

名和町議会 臨時議会 全会一致で合併を承認

中山町・名和町・大山町 合併協定調印式がおこなわれた10月18日午後、名和町議会では、第8回臨時議会が開かれ、「西伯郡中山町、同郡名和町及び同郡大山町の配置分合について」ほか合併に関する議案など7件

の議案が審議されました。合併に関する議案は、3町の廃置分合・財産処分・議員定数・農業委員の任期の4項目で、それぞれ町長から提案理由の説明を受け、慎重な審議の結果、すべて全会一致で承認されました。



第8回名和町臨時議会 3町の廃置分合についての採決の様子

臨時議会は、大山町議会・中山町議会でも同日に開かれ、合併に関する各議案について審議がおこなわれた結果、両議会とも議案は無事承認されました。これにより、議会においても3町の合併と新「大山町」の誕生が正式に承認されたこととなります。

